

# 下水道事業の受益者負担金制度

## にご理解とご協力を

**公共下水道施設を整備するためには多くの建設費用が必要です。その費用は国や県の補助金、借入金並びに町税などと皆さんに負担していただく受益者負担金（以下「負担金」）によってまかなわれます。**

### 負担金を納める受益者とは？

整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者または権利者が受益者です。

### 負担金の額は？

対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額（1平方メートル当たり377円）を乗じて算出した金額です。

なお、負担金は土地に対して「1回限り」の負担です。

**受益者負担金の額は、  
1㎡あたり  
377円です。**

例えば、165㎡（約50坪）の土地を所有している場合は  
165 × 377円 = 62,200円  
（10円未満切り捨て）

### 負担金の納付方法は？

算出した金額を3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。

なお、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合は、一括納付報奨金が交付されます。

### 負担金の減免と徴収猶予は？

土地の用途に応じて減免することがあります。

また、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予することもできます。

## 公共下水道の使える地域が

### 5月から拡大します!!

東小磯、西小磯、中丸、馬場地区の一部の区域で、公共下水道が使えるようになります。

供用開始（下水道が使用できる）される区域内の土地所有者には、4月に送付する申告書により、受益者を申告していただき決定します。



ただし、いずれも申請が必要です。

### 受益者に変更がある場合は？

旧受益者と新受益者との連署で受益者変更の届出をして下さい。

届出がない場合は、そのまま前の受益者が負担金を納付することになります。

※詳しくは問い合わせください。

### 「住民説明会の開催」

東小磯、西小磯、中丸、馬場地区の一部の区域の方に対し、供用開始に伴う説明会を開催します。開催日時等については、区域内に土地を所有されている方に対して、開催通知を送付します。

### ◎問い合わせ 建設課

☎内線 214、224

## 大磯運動公園

### 施設利用料が変わります

4月1日から

施設利用料が、下記のとおり変更になります。

施設名	在住地	利用	旧料金	新料金
テニスコート	町外	1時間1面利用	600円	⇒ 1,200円
野球場	町外	1時間利用	2,000円	⇒ 4,000円
多目的広場	町外	1時間半面専用利用	800円	⇒ 1,600円
	町外	1時間全面専用利用	1,600円	⇒ 3,200円
温水シャワー	-	1回	0円	⇒ 100円

※町内在住の方の利用料は変更ありません。

◎問い合わせ 都市計画課 ☎内線221

### 救急訓練・広報用 資器材を購入

ふるさと消防団活性化助成事業により、大磯町消防団で救急訓練用の半身人形、広報活動用のデジタルカメラ、液晶プロジェクター等を購入しました。

今回の助成により、消防団の研修・広報活動の更なる充実が期待されます。

### 区長連絡協議会で テントを購入

コミュニティ助成事業により、大磯町区長連絡協議会でテント10張りを整備しました。

大磯町区長連絡協議会が行うコミュニティ活動などの事業で使用します。

### ◎問い合わせ

町民課  
☎内線 237

## 宝くじ助成金で購入

◎問い合わせ 消防本部  
☎(61)0911



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち

宝くじは、広く社会に役立てられています。